

# 滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針の概要

- (1)平成28年3月に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」で、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行う方針を明記。
- (2)国は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備、新たな事業機会の創出等を図るため、人口20万人以上の地方公共団体に対し、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程(優先的検討規程)」を平成28年度末までに策定するよう要請(平成27年12月)
- (3)(1)、(2)を踏まえ、本県におけるPPP/PFI手法導入検討の対象事業や検討プロセス等を定めた「優先的検討方針」を平成28年度中に策定する。また、本方針は、平成29年4月1日からの適用とする。

## 1 策定の目的 (第1関係)

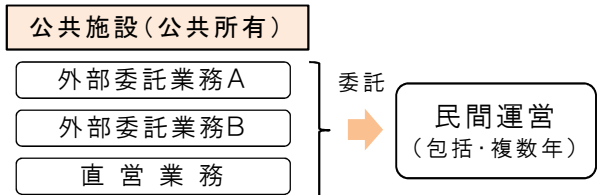
本方針は、PPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP/PFI手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

## 2 対象とするPPP/PFI手法 (第3関係)

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法		(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設(製造)および運営等を担う手法		(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設(製造)を担う手法	
設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設	管理・運営
公 共	民 間	民 間	民 間	民 間	公 共
① 公共施設等運営権方式 ② 指定管理者制度 ③ 包括的民間委託※1 ④ O方式(運営等)		① BTO方式(建設－移転－運営等)※2 ② BOT方式(建設－運営等－移転)※3 ③ BOO方式(建設－所有－運営等)※4 ④ DBO方式(設計－建設－運営等)※5 ⑤ RO方式(改修－運営等) ⑥ ESCO事業方式		① BT方式(建設－移転)(民間建設買取方式) ② 民間建設借上方式	

(参考)

### ※1 包括的民間委託



### ※2 BTO方式

(民間が資金調達)



### ※3 BOT方式

(民間が資金調達)



### ※4 BOO方式

(民間が資金調達)



### ※5 DBO方式

(公共が資金調達)



### 3 対象事業（第5・第6関係）

①、②のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

① 対象事業

#### (1) 建築物の整備等に関する事業

※庁舎、公の施設、学校、警察施設、病院、公営競技事業施設、インフラ施設の建築物(都市公園内の建物、県営住宅等) 等

#### (2) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

※公の施設の運営において、施設の利用に係る料金(利用料金)の徴収が含まれるもの

#### (3) 他の地方公共団体でPPP/PFI手法の導入実績のある事業

※インフラ施設等における公共施設整備事業で、PPP/PFIの導入効果が認められるもの

② 事業費要件

(1)(2)のいずれかの事業費基準を満たす事業

(1)整備等(運営等を除く)に関する事業費が10億円以上

(2)単年度の運営等に関する事業費が1億円以上(運営等の見直しその他運営方針を決定する場合)

#### (対象事業の例外)

ア既にPPP/PFI手法が導入されている公共施設整備事業(運営等に限る)  
イ民間事業者が実施することが法的に制限されている事業(例:学校教育に係る業務等)  
ウ災害復旧事業その他緊急に実施する必要がある事業

※上下水道は、国から示されるガイドラインを基に、個別に「優先的検討規程」を策定するため、本方針の対象外

### 4 優先的検討フロー（第7～第12関係）

#### (1) 最も適切な手法の選択

(PPP/PFI手法を採用した場合)

・当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、品質確保に留意しつつ、最も適切な手法を選択(施設運営において県の関与が必要な場合など、やむを得ない場合には例外的に従来手法を選択)。  
・唯一の手法を選択することが困難な場合は複数の手法を選択することも可。

#### (2) 簡易な検討

①統一的な簡易算定ツールによる評価  
(簡易定量評価調書)

②①による評価が困難な場合は、民間事業者への意見聴取その他の客観的評価

・民間事業者からの提案があり、客観的な評価により、PPP/PFI手法の導入が適切とされている場合は、簡易な検討を省略できる。  
・他自治体等の同種事例の過去の実績に照らし、PPP/PFI手法の導入が適切であると認められる場合は、簡易な検討を省略できる。

#### 簡易な検討結果(適否等)の公表

(PPP/PFI手法が有利)

#### (3) 詳細な検討(外部コンサルの活用等による検討)

外部コンサルの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、従来型手法と、PPP/PFI手法を導入した場合の費用総額の比較を行い、PPP/PFI手法の導入の適否を評価。

#### 詳細な検討結果(適否等)の公表

(PPP/PFI手法が有利)

#### (4) PPP/PFI手法の導入および採択手法の決定

簡易な検討の結果が「指定管理者制度」の場合、詳細な検討を省略できる。